

令和6年度事業計画

少子高齢化が進む中、医療・福祉サービスに対する需要は増大し、サービス提供内容は多様化してきている。しかし、サービス提供の根幹である医療・福祉人材の確保は非常に厳しい状況であり、当法人においても医療・福祉サービスを継続的に提供するための最重要課題である。

昨年度は新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことを受け、コロナ禍前の利用実績に回復するよう努めたが、一部の事業においては更に悪化したことに加え、光熱費等を含む物価高騰もあり、経営面では前年度以上に大きな影響を受けた。県立医療型障害児入所施設整備事業に係る工事は約4年に渡る全工程が完了し、令和6年2月にわかば療育園がリハビリテーションセンターへ移転したことで、病床数は340床となり、全国的にも最大規模の医療・福祉型施設となった。若草園、若草療育園、わかば療育園による3つの療育施設が近接することでより充実した医療・療育が実施できる環境が整った。また、わかば療育園の移転に併せて令和6年2月8日に障害者リハビリテーションセンターは総合リハビリテーションセンターに名称変更した。

今年度は、県立医療型障害児入所施設整備事業の3本柱でもある①療養環境の改善、②在宅重症心身障害児(者)への支援機能の強化、③医療体制の充実・強化を実現していくため、各事業を積極的に展開していく。また、経営課題を解決するため、第三者による経営分析等を広島県と共に行い、更に令和8年度からの次期指定管理を受託できるよう取組を進めていく。

また、地域貢献の観点から災害・感染時に医療・福祉の提供機能が維持できる体制を整備するため、BCPに基づく訓練を実施し、計画内容については災害・感染時に速やかに事業継続できるよう見直しを行う。

人材育成の一環として、若手・中堅職員のフォローアップ、管理職員のマネジメント力強化を推進するなど職員研修の充実を図り、若手職員の離職防止や魅力ある職場環境づくりに繋げていく。また、令和6年4月1日から施行される改正医療法で医師に対する時間外労働の上限規制が適用されること等を受け、医師の働き方改革を促進していく。

今後も利用者から選ばれる医療・福祉サービスの提供主体であるためには、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備・充実を行い、専門性の向上を図っていく必要がある。そのためには、各施設で提供しているサービスの内容や提供体制の定期的かつ客観的な評価、見直し及び再構築を行い、優秀な職員の確保、人材育成策の充実等、職員の能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組む。また、昨今の情勢による職員の給与水準については、医療・福祉の報酬改定においても給与水準の改善が織り込まれており、法人としてより優秀な人材を確保していくため、給与体制の見直しを検討する。

これらのことを踏まえ、指定管理9施設の管理経営並びに受託事業及び自主事業の実施に当たっては、次の基本方針を基に、以下の事項を重点的に実施する。

〈基本方針〉

- 1 利用者本位の福祉サービスの提供を基本とする。
- 2 経営基盤の強化や安定的な経営ができる体制づくりに取り組む。
- 3 ニーズに対応した質の高いサービスを提供する体制の強化を図る。
- 4 各施設の専門的機能を活用し、地域福祉の向上に貢献する。

〈重点事項〉

- 1 利用者から選択される福祉サービスの提供
利用者等のニーズを的確に把握し、利用者等から信頼され、選ばれる福祉サービスの提供に努める。
 - (1) 個々のニーズに応じた個別支援の実施
 - (2) 在宅障害児（者）のニーズの掘り起こしと、短期入所利用の拡大に向けた取組の実施及び在宅支援機能の強化
 - (3) 医療体制の充実・強化を図り、地域から選ばれる医療・障害福祉サービスの提供
 - (4) 医療スタッフを始めとした専門スタッフの施設間連携による事業団全体でのサービスの提供
- 2 経営体制の強化
社会福祉法人としての財務管理を適正かつ効率的に進めるとともに、常に的確・健全な経営に努める。
 - (1) 広島県と協力し、障害者支援施設あけぼのの今後の在り方と方向性の検討
 - (2) サービスの提供の維持向上に向けた人員確保
 - (3) 広島県と協力し、収入増に繋げる第三者による経営分析の検討と実施に向けた取組
 - (4) 人的、物的資源の横断的運用及び有効活用の促進
 - (5) リスクマネジメント体制の充実
 - (6) 業務の効率化等によるワーク・ライフ・バランスの改善
 - (7) 職場環境・体質改善に向けた職員アンケートの実施と抽出された課題を解決するための取組
- 3 質の高いサービス体制の強化
障害者福祉制度の変革の中で、利用者から選ばれる福祉サービス提供主体となるため、より一層の専門性の向上を図る。
 - (1) コンプライアンスの徹底
 - (2) 虐待防止対策の強化、利用者の権利擁護に対する取組
 - (3) 個人情報保護対策及び職員の意識向上
 - (4) 研修・教育体制の充実及び研究活動等に対する支援策の実施
 - (5) 職員及び利用者の確保対策として広報活動等の充実
 - (6) 利用者の預り金管理体制の強化

4 専門的機能の活用による公益的な取組等の推進

各施設が有する専門的機能を活用して、地域における公益的な取組を実施するとともに、法人の専門的機能の充実を図る。

- (1) 地域に必要なサービスを提供し、地域医療・福祉に貢献するための取組の実施
- (2) 各種専門職養成校の実習・見学の受け入れによる医療・福祉分野の人材育成
- (3) 障害者福祉や障害者スポーツの理解と普及・社会参加の促進等を目的とした職員の地域派遣
- (4) 特別支援学級に在籍する中学生への放課後活動支援の実施
- (5) 障害児の地域生活支援を目的とした巡回療育相談会への理学療法士の派遣
- (6) 障害特性や関わり方を学び、保護者同士のつながりや共感性を高める講演会等の実施